

覚書（越境排水に関する合意書）

太子町（以下「甲」という。）と排水管使用者_____（以下「乙」という。）は、甲所有の土地を通過する乙の排水管の使用について、以下のとおり合意する。

第1条（対象土地）

本覚書の対象土地は、次の土地（以下「本件土地」という。）とする。

《所在》揖保郡太子町馬場 50 番地 3（地番：50 番 3）《地目》宅地《地積》62.90 m²

第2条（排水管の設置状況）

本件土地の排水管の設置状況について、甲乙双方にて下記事項につき確認した。

- (1) 乙は、自己の建物からの雨水排水を目的として、別紙-1「排水位置図」の位置に雨水排水管（以下「本件排水管」という。）を設置し、これを本件土地内に通過させていること。
- (2) また、乙は、本件排水管により排出される雨水を、本件土地内の排水側溝を経由して道路側溝へ放流していること。

第3条（越境の承認及び使用条件）

甲は乙に対し、本件排水管について、乙が現状有姿のまま使用することを承認する。

- 2 甲は本件排水管の存在による使用料等の対価を乙に要求しない。
- 3 乙が将来、現存する乙所有建物を撤去又は建替える場合、乙の責任と負担において、本越境物を撤去し、越境状態を解消すること。
- 4 甲及び乙は、自己の所有地又は建物を第三者へ譲渡する際に、本件排水管が存在する場合には、本覚書に記載した事項を、譲渡する第三者に承継させるものとする。

第4条（維持管理責任）

本件排水管及び馬場 50 番地 3 内の排水側溝の維持管理については、乙の責任と負担において行うものとする。

- 2 馬場 50 番地 3 内の排水側溝について、乙は現状有姿にて使用するものとし、甲に対し修繕、改良その他維持管理に係る負担を求めないものとする。
なお、甲は、乙の責めに帰すべき事由がある場合を除き、乙に対し当該側溝の修繕等を求めないものとする。
- 3 本件排水管に起因して、本件土地または第三者に損害が生じた場合、乙は自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、甲および将来の土地取得者に一切の責任を負わせないものとする。

第5条（協議事項）

本覚書に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

以上を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 6 月 14 日

甲

住所：揖保郡太子町鵜 280-1

名前：太子町長 沖汐 守彦 印

乙

住所：

名前： 印

別紙-1「排水位置図」

